

宿 泊 約 款

【適応範囲】

- 第 1 条
1. 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
 2. 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

【宿泊契約の申込み】

- 第 2 条
1. 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
（１）宿泊者名 （２）宿泊日及び到着予定時刻 （３）宿泊料金 （４）その他当館が必要と定める事項
 2. 宿泊客が、宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。
 3. 「日本国内に住所を持たない外国人」の宿泊に際しては、法令の定めるところにより、氏名、住所、職業等の記載に加え、国籍及び旅券番号の記載とパスポートの提示及びコピーの提出を求めます。ただし、コピーをお持ちでない方は、当方においてのコピーを承諾いただきます。

【宿泊契約の成立、予約金】

- 第 3 条
1. 宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。また、インターネットでお申し込みの際には、宿泊約款は当館が前条の申込みを承諾する旨を、インターネットの当館の予約受付用サイト URL（以下、当サイトといいます）に表示した時、または、その旨の電子メールがお客様の指定するメールアドレスを管理するサーバーに到達した時に成立するものとします。
 2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3 日を超えるときは 3 日間）の基本宿泊料を限度とする予約金のお支払いを求めることがあります。
 3. 予約金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条及び第 1 8 条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第 1 2 条の規定による料金の支払いの際に返還します。
 4. 当館が、誤った宿泊料金を表示し、当該宿泊料金に基づき、宿泊契約の申込みをされ、当館が承諾をした場合は、当該料金がその前後の期日の宿泊料金に比して著しく低廉であるときは、当該料金につき「限定」、「特別」、「キャンペーン」等の低廉である理由の表示のない限りは、民法上の錯誤による承諾であることから、宿泊契約は無効とさせていただきます、速やかにその旨の通知を差し上げます。

【申込金の支払いを要しないこととする特約】

- 第 4 条
1. 前条第 2 項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
 2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当館が前条第 2 項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

【宿泊契約締結の拒否】

- 第 5 条
- 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- （１）宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
 - （２）満室により客室の余裕がないとき。
 - （３）宿泊しようとする者が、宿泊に開し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - （４）宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力。
ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの。
 - （５）宿泊しようとする方が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - （６）宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - （７）宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - （８）天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - （９）石川県条例石川県旅館業法施行条例第 1 1 条の規定する場合に該当するとき。

【宿泊客の契約解除権】

- 第 6 条
1. 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
 2. 当館は、宿泊客が宿泊契約の全部または一部を解除した場合、別表第 2-1・2-2 に掲げるところにより、取消料を申し受けます。ただし、当館が第 3 条第 1 項に定める申込みを承諾する際に、宿泊客が宿泊契約を解除したときの取消料支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。
 3. 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 6 時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

※別表第 2-1 違約金（通常期）
（第 6 条第 2 項関係）

契約申込人数	契約解除の通知を受けた日									
	不泊	当日	前日	2日前	3日前	5日前	7日前	10日前	14日前	30日前
1名～14名まで	100%	100%	50%	40%	30%	30%	20%	10%		
15名～30名まで	100%	100%	50%	40%	30%	30%	20%	10%	10%	5%
31名～100名まで	100%	100%	80%	60%	50%	30%	30%	20%	20%	10%
101名以上	100%	100%	80%	60%	50%	30%	30%	20%	20%	15%

【別表第 2-1 注意事項】

1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。
3. 団体客(15 名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10 日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10 %（端数が出た場合には切り上げる。）にあたる人数については、違約金は頂きません。

4. 当館又は当館と提携する事業者との間で特別プラン（花火大会、コンサート、スポーツ大会、博覧会その他イベントに伴う宿泊プラン、ゴールデンウィーク、夏季、正月等の当館が指定した繁忙期における宿泊プラン）をお申し込みいただいた場合は、前項で指定した別表第2-1・2-2に掲げる違約金割合にかかわらず、特別プランのお申し込みしたときにご確認いただいたキャンセルポリシーに従って計算した金額を、違約金として申し受けます。この場合において特別プランにおける違約金を適用する催事及び期間を指定するときは、当該催事の内容及び期間並びに当該キャンセルポリシーの内容を当館及び当館と提携する事業者のホームページ等に掲出するものとします。

※別表第2-2 違約金（5/2～5日 8/8～15日 12/28～1/3日 当館が指定した繁忙期）
（第6条第2項関係）

	契約解除の通知を受けた日											
契約申込人数	不泊	当日	前日	2日前	3日前	5日前	7日前	14日前	14日前	21日前	30日前	
1名～14名まで	100%	100%	80%	50%	50%	30%	30%	20%	20%	10%		
15名～30名まで	100%	100%	80%	50%	50%	30%	30%	20%	20%	15%	10%	
31名～100名まで	100%	100%	80%	60%	50%	40%	30%	30%	20%	20%	15%	
101名以上	100%	100%	80%	60%	50%	40%	30%	30%	20%	20%	15%	

【別表第2-2 注意事項】

1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を収受します。
3. 団体客（15名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前（その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の10%（端数が出た場合には切り上げる。）にあたる人数については、違約金は頂きません。

【当館の契約解除権】

第7条

1. 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - （1）宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - （2）宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - （3）宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - （4）宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - （5）宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - （6）天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - （7）石川県条例石川県旅館業法施行条例第11条の規定に該当する場合。
 - （8）寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
2. 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

【宿泊の登録】

第8条

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - （1）宿泊客の氏名・年齢・性別・住所及び職業
 - （2）外国人にあっては、国籍・旅券番号・入国地及び入国年月日
 - （3）出発日及び出発予定時刻
 - （4）その他当館が必要と認める事項
2. 日本国内に住所を持たない外国人にあっては、旅券をコピーさせていただきます。
3. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

【客室の使用時間】

第9条

1. 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。詳しくはフロントまでお尋ね下さい。
 - （1）瑞雲・松寿庵・桃山庵→お一人様1時間毎1,000円（税別）
 - （2）鳳凰→お一人様1時間毎2,000円（税別）

【利用規則の遵守】

第10条

宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

【営業時間】

第11条

当館の主な施設等の営業時間はこの案内帳の他のページに示してあります。ただし、表示した時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

【料金の支払い】

第12条

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

【当館の責任】

第13条

1. 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当館は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

【契約した客室の提供ができない時の取扱い】

第14条

1. 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

【寄託物の取扱い】

- 第 1 5 条
1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種規及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は 1 5 万円を限度としてその損害を賠償します。
 2. 宿泊客が、当館内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館はその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当館に故意又は重大な過失があった場合を除き 1 5 万円を限度として当館はその損害を賠償します。

【宿泊客の手荷物又は携帯品の保管】

- 第 1 6 条
1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
 2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
 3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第 1 項の場合にあつては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあつては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

【駐車責任】

- 第 1 7 条
- 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

【宿泊客の責任】

- 第 1 8 条
- 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

【準拠法と管轄裁判所】

- 第 1 9 条
- 当館は宿泊客との間の宿泊契約に関する紛争は、日本法を準拠法とし、当館の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所をもって専属管轄裁判所とします。

【宿泊約款の有効】

- 第 2 0 条
- 本約款は、2 0 1 9 年 4 月 1 日より有効といたします。なお、本約款を予告なく改定又は変更できるものとします。

※別表第 1 宿泊料金等の内訳
(第 2 条第 1 項及び第 1 2 条第 1 項関係))

		内 訳
支 宿 払 泊 う 者 べ が き 総 額	宿泊料金	①基本宿泊料 (室料 + 朝・夕食料) ②サービス料 (①に含む)
	追加料金	③追加料金 (①に含まれないもの) ④サービス料 (③に含む)
	税 金	イ 消費税 ロ 入湯税

【別表第 1 注意事項】

1. 基本宿泊料はフロントに掲示する料金表によります。
2. 子供料金は小学生以下に適用し、大人に準じる食事と寝具等を提供したときは大人料金の 7 0 %、子供用食事と寝具を提供したときは大人料金の 5 0 %を頂きます。寝具及び食事を提供しない幼児については、3,000 円 (税別) を頂きます。